

国産材の安定供給を目指した取組

特に低質材、未利用材の有効活用

森林整備部 販売課

森林・林業再生プランでは目指すべき姿として10年後の木材自給率を50%にするということが掲げられています。

このことを実現するためには、木材が利用されている様々な用途で、国産材を使う比率を高めていくとともに、新たな使い道の開発・開拓を行い、これらの需用者に安定的に国産材を供給していくことが大切です。

このため、国有林では、製材工場等の需用者と協定を締結し、それに基づいて木材を安定的・計画的に供給する安定供給システムによる販売を行っています。

この特集では、特に、これまで山に放置されることが多かった、低質材、未利用材の安定供給システムによる販売事例などを簡単に紹介します。

木質バイオマス発電燃料

福島県会津若松市に日本初の木材チップの専焼発電所が完成し、本年7月初旬より稼働しています。この発電所では、発電燃料として1年間



日本初の木材チップ専焼発電所

に概ね6万トンの木片チップ（原木換算10万立方メートル）を必要としております。この木片チップには、これまで根曲がり、利用径級に達しないなどの理由により切り捨て間伐され、林内に放置されていた未利用資材でも有効に活用することが可能となりました。

なお、同発電所は、「再生可能エネルギー固定価格買取制度」による木質バイオマス発電所として初の認証を受けています。

国有林では、発電所に木片チップ

を納入する業者と協定を締結し、日光森林管理署から獣害（シカ、クマ）を受けた低質材2900立方メートルの燃料原木を供給することとしています。

木質系の家畜敷料

これまで家畜の敷料としては、主に稲わら、粃がら、麦わらが使用されてきましたが、これら材料は、稲わらを裁断するコンバイン等の普及により入手困難になったことから、廃材を利用した敷料（オガ粉）の生産や切り捨て間伐等により林地に放置されてきた未利用低質材などを碎き敷料として使用するようになりました。

茨城県常陸大宮市にある協同組合は、敷料の生産・加工のため地域の林業事業者が設立人となり発足し、近隣の畜産農家へ敷料を供給しています。

なお、敷料は、稲わらと比べ、大量の尿を吸収、保持でき、使用日数が長く、取り替えが容易であり、畜



原木切削機械

舎を衛生的に保ち、最後は良質な堆肥として再利用できることなど優れた点が多いといわれています。国有林では、同協同組合と協定を締結し、茨城森林管理署から年間5000立方メートルの原料を供給することとしています。



製造されたオガ粉

産業用クラフト紙の原料

段ボール原紙や米袋等に用いられる産業用紙には、再利用資材や外材などの針葉樹チップが使用されていますが、価格が高く、数量の確保が難しいなどの課題がありました。

この産業用紙を生産する静岡県製紙会社では、これら課題に対応するため国産針葉樹の皮付きチップの利用を検討していました。一方、静岡県森林管理署では、富士山裾野の国有林に多く存在し、これまで利用されずにきたウラジロモミ人工林の有効利用を検討していました。

国有林では、製紙会社と協定を締結し、静岡森林管理署からウラジロモミ低質材を年間1700立方メートル

給することとしています。



産業用紙となるウラジロモミの生産

木質ペレット、パーティクルボード、製紙原料

林地残材を有効に活用するため磐城森林管理署では、協定締結者である福島県いわき市の製材会社と協同して、生産作業地で発生する端材等

を特製コンテナで回収し、そのままトラック運搬する方法や直接現地でチップ粉砕し、製紙工場へ直送する

方法など森林バイオマス資源回収システムの構築に平成21年度から取り組んできました。この結果、林地残材は、木質用ペレット、パーティクルボード、製紙原料などに活用されています。

国有林では、同社と協定を締結し、

磐城森林管理署及び棚倉森林管理署から年間9000立方メートルの原料材を供給することとしています。



小径材が生産される間伐対象林分



庭木の添木用材など小径木の供給要望などへの対応

これまで林地に放置されることが多かった小径木については、今後、土木用杭や庭木支柱としての需要が見込めることから、国有林としても有効活用を図ることとし、積極的に対応していくこととしています。



林地残材の販売

小径材の生産

既に協定が締結されている伊豆森林管理署を始めとする6署と同様に、利根沼田署においても、森林共同施設団地が設定され、森林の整備に関する事業に必要な路網の整備等の取組に関する事項を定め、協定者が連携して民有林と国有林の効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりと森林整備を推進していくこととしています。

この覚書に即して、群馬県内では、3件目（関東森林管理局内では7件目）となる「川場村溝又入地区森林整備推進協定」が、10月25日に川場村役場において、川場村長、群馬県利根沼田環境森林事務所長、利根沼田森林管理署長の3者により締結されました。

「川場村溝又入地区 森林整備 推進協定」の締結について 計画部 計画課

今年、4月24日に、群馬県知事と関東森林管理局長との間で「水源県ぐんまの森林・林業の再生に関する覚書」が締結され、民・国連携して、森林共同施設団地の設定等を通じた森林の整備や木材の安定供給を推進し、群馬県内の森林・林業の再生に寄与することとしているところです。

具体的には、協定期間である平成27年度末までに、協定区域の民有林と国有林419haを対象に、間伐等の森林整備を206ha、林業専用道等の路網整備を7000mを実施する予定です。（左表参照）

Table with 2 columns: Name/Category and Details. Rows include: 川場村溝又入地区森林整備推進協定の概要, 区域及び整備面積 (419ha total), 路網整備 (7,000m total), 協定締結者 (川場村, 群馬県利根沼田環境森林事務所, 利根沼田森林管理署), 協定期間 (H24年10月25日~H28年3月31日).

注) 整備面積は、単位止めのため総面積が一致しない。